

# 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金交付事務取扱要領

令和7年（2025年）3月18日付け農産第1532号北海道農政部長通知

令和8年（2026年）4月1日付け農産第1535号改正

## 第1 趣旨

畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業実施要領（令和7年1月27日付け6農産第3543号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）第5の1で、別記2、別記5から別記17まで、別記21、別記22、別記24及び別記26の事業の実施手続について規定する事業実施計画の決定及び変更手続並びに補助金の交付については、実施要領、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金交付等要綱（令和7年1月27日付け6農産第3542号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

## 第2 事業実施計画の決定

- 1 実施要領第5の1の（1）の規定に基づき事業実施計画書を提出しようとする事業実施主体（市町村を除く。）は、実施要領別記様式第1号及び別記様式第1号別添（別記2、別記5から別記17まで、別記21、別記22、別記24及び別記26関係）によりそれぞれ事業実施計画（以下「事業計画」という。）を作成し、当該事業実施主体が所在する市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村の長とする。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、実施地区が、北海道の区域等の広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、当該事業実施主体は、事業計画について、市町村長を経由せず、知事に提出することができるものとする。
- 2 1の場合にあって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合は、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業計画の写しを送付するものとする。
- 3 1により事業計画の提出を受けた市町村長は、採択要件、成果目標及び審査基準のほか、当該市町村の農業振興に係る方針との整合性等に照らし、適切と認めた場合は、実施要領別記様式第2号（別記2、別記5から別記17まで、別記21、別記22、別記24及び別記26の事業関係）により市町村事業計画（以下、「市町村計画」という。）を作成して、総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に提出するものとする。  
なお、市町村計画の提出にあたっては、事業計画を添付するものとする。  
また、市町村が事業実施主体となる事業計画についても、市町村計画に記載するものとする。
- 4 3により市町村計画の提出を受けた総合振興局長等は、当該市町村計画が、採択要件、成果目標及び審査基準のほか、道の農業振興に係る方針との整合性等を照らし、適切と認めたときは、当該市町村計画の承認を農政部長に協議するものとする。
- 5 農政部長は、実施要領第5の1の（3）のウの規定に基づく都道府県事業計画総括表のうち該当する事業計画の決定の通知を受けたときは、速やかに総合振興局長等に通知するものとし、この通知を受けた総合振興局長等は、市町村計画に含まれている事業計画を決定し、市町村長に通知するものとする。
- 6 市町村長は、市町村計画の決定の通知を受けたときは、速やかに該当する事業計画を決定し、事業実施主体に通知するものとする。

## 第3 事業計画の変更

事業実施主体は、決定を受けた事業計画について、次の場合にあっては、第2の例により事業計画の変更手続を行うものとする。

- （1）事業の中止又は廃止
- （2）事業実施主体の変更
- （3）事業費の30パーセントを超える増又は国庫補助金の増
- （4）事業費又は国庫補助金の30パーセントを超える減
- （5）成果目標の変更
- （6）農業機械等の変更（「交付等要綱」別表参照）

#### 第4 補助金の交付申請書類

- 1 補助金の交付申請は、補助金等交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる関係書類を添えて、市町村長又は事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が第2に準じ、知事（実施地区が北海道の区域等の広域的な範囲に及ぶ事業実施主体に限る。）又は総合振興局長等に対し行うものとする。
  - (1) 補助金等交付申請額算出調書（別記第2号様式）
  - (2) 経費の配分調書（別記第3号様式）
  - (3) 事業予算書（別記第4号様式）
  - (4) 資金収支計画書（別記第5号様式）（申請者が市町村である場合を除く。）
  - (5) 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業実施計画書（別記第6号様式）
- 2 補助事業者は1の申請書を提出するに当たり、各事業実施主体の納税対応状況について、別記第7号様式の納税対応状況申出書を併せて提出するものとする。ただし、事業実施主体が市町村であり、かつ、一般会計予算で事業を実施する場合には提出を要しない。

#### 第5 補助金の交付申請額

補助金の交付申請は、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業の実施に要する経費（以下「補助対象経費」という。）に実施要領に定める補助率等を乗じて得た額の範囲内で行うものとする。

ただし、事業実施主体が消費税法（昭和63年法律第108号）第30条の規定による課税仕入れに係る消費税額の全部又は一部を課税標準額に対する消費税額から控除される事業者が該当し、消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する「地方消費税の税率」を乗じて得た金額とを合計した金額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかなきときは、補助対象経費に補助率等を乗じた額から、当該取組主体における消費税等仕入控除税額を減じた額の範囲内で交付申請を行うものとする。

なお、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

取組主体における
補助金等交付申請額 = (補助対象経費 × 補助率等) -
消費税等仕入控除税額

#### 第6 補助金の交付の決定等の通知

- 1 知事又は総合振興局長等は、当該申請について規則第4条による調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知を、別記第8号様式に掲げる指令書により行うものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、規則第6条第2項の規定による補助金の交付をしないことを決定したときは、別記第9-1号様式により当該補助金の交付の申請者に速やかに通知するものとする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、第5のなお書きに該当する場合には、1の指令書に定める条件のほか、次に掲げる条件を追加するものとする。
  - (1) 事業実施主体が補助事業者である場合
    - ア 補助事業者は、規則第14条の実績報告（以下「実績報告」という。）を行うに当たって、消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかなき場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
    - イ 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第10号様式によりその金額（実績報告において、アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事又は総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、当該補助金について、消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税等仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の6月10日までに、同様式により知事又は総合振興局長等に報告するとともに、

補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事又は総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければならない。

(2) 事業実施主体が間接補助事業者である場合

ア 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、事業実施主体における消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により取組主体における消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第10号様式によりその金額（実績報告において、アにより減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、当該補助金について、消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税等仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定があつた日の翌年の6月10日までに、同様式により総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければならない。

4 3の(1)、(2)のまた書の条件に基づき、補助事業者から報告があつた場合は、総合振興局長等は、当該年の6月20日までに農政部長に報告するものとする。

5 総合振興局長等は、補助金の交付の決定に当たり、指令書とともに別記第9-2号様式で補助事業者に通知をするものとする。

6 補助事業者が、事業実施主体に対し補助金を財源とする助成（以下「間接補助事業」という。）を行う場合にあつては、当該助成金の交付決定に当たって、別記第8号様式において定める条件及び3に定める条件と同一の条件を付すこととする。この場合にあつては、「総合振興局長等」に代えて、補助事業者の名称及び代表者名を記載するものとする。

## 第7 申請の取下げ

1 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に不服があるときには、補助金の交付の決定の通知を受理した日から10日以内に、別記第11号様式の補助金等交付申請取下書を提出して申請を取り下げることができるものとする。

2 総合振興局長等は、補助金の交付の申請の取下げがあつたときには、農政部長に報告するものとする。

## 第8 契約等

1 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業に係る事業の事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約にすることができるものとする。

2 事業実施主体は、1により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記第12号様式により農林水産省の機関及び国土交通省北海道開発局から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 補助事業者が間接補助事業を行う場合にあつては、当該補助金の交付決定に当たって、事業実施主体に対し1及び2に定める条件と同一の条件を付すこととする。

## 第9 事業の変更

1 補助事業者は、次に該当する変更において、知事又は総合振興局長等の承認を受けようとする場合には、別記第13号様式の補助事業等変更承認申請書に第4に掲げる関係書類を添えて、申請を行うものとする。

(1) 補助対象経費の配分の変更

費目（交付等要綱別表の経費欄に掲げる事業のうち、採択区分欄に掲げる都道府県経由事業をいう。以下同じ。）相互間における国庫補助金の額の30パーセントを超える増減

(2) 補助事業の内容の変更

- ア 事業実施主体の変更
  - イ 費目の新設又は廃止
  - ウ 費目ごとの補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更
    - (ア) 費目ごとの補助対象経費の30パーセントを超える増減
    - (イ) 費目ごとの補助金額の30パーセントを超える減又は補助金額の増
  - エ 農業機械等の変更（「交付等要綱」別表参照）
- 2 知事又は総合振興局長等は、1の変更を承認するときには、別記第14-1号様式又は別記第14-2号様式の変更指令書で補助事業者へ通知するものとする。

#### 第10 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときには、別記第15号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書に関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に承認の申請を行うものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1の中止又は廃止について承認するとき又は不承認のときには、別記第16号様式で補助事業者へ通知するものとする。
- 3 総合振興局長等は、2の承認又は不承認を通知するに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。ただし、第3の（1）の規定に基づき事業の中止又は廃止に係る事業実施計画の変更の承認があった場合にあつては、農政部長との協議は要しないものとする。

#### 第11 事業の執行の遅延又は不能

- 1 補助事業者は、補助対象事業が予定の期限までに完了する見込みがないとき又はその遂行が困難となったときには、別記第17号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書に別記第18号様式の事業遂行状況報告書を添えて、知事又は総合振興局長等に報告し、その指示を受けるものとする。  
また、遅延の場合で年度内に完了する見込みがないときには、併せて別記第19号様式の繰越等実施計画書を添付するものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1について補助事業者に事業遂行を指示するときには、別記第20号様式で行うものとする。
- 3 総合振興局長等は、2の事業遂行を指示するに当たっては、報告書等の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。ただし、年度内に完了する見込みがあるときには、協議を要しないものとする。

#### 第12 事情変更

- 1 知事又は総合振興局長等は、補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときには、規則第8条により次のいずれかの措置をとるものとする。

(1) 補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し

次の様式で補助事業者へ通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第21-1号様式	別記第21-2号様式
一部の取消し	別記第21-3号様式	別記第21-4号様式

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件の変更

別記第21-5号様式で補助事業者へ通知するものとする。

- 2 総合振興局長等は、1の(1)により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

#### 第13 概算払

- 1 補助事業者は、概算払の申請をしようとするときには、農政第22号様式の補助金等概算払申請書に最新の資金収支計画書及び関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、概算払をすることと決定したときには、別記第23-1号様式で補助事業者へ通知するものとする。

- 3 知事又は総合振興局長等は、資金不足が生じないと認められるときは、別記第23-2号様式により概算払をしない理由を付して補助金等概算払申請書を提出した者に通知するものとする。

#### 第14 事業遂行状況報告

知事又は総合振興局長等は、規則第11条の規定により補助事業の遂行状況報告を必要とするときには、別記第18号様式の事業遂行状況報告書を補助事業者に提出させるものとする。

#### 第15 事業の遂行命令

- 1 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときには、別記第24-1号様式で補助事業者はその遂行を命ずるものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が1の命令に従わないときには、別記第24-2号様式で補助事業者に補助事業の一時停止及び是正措置を命ずるものとする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が2の命令に従い是正措置を講じたときには、別記第24-3号様式で補助事業者に一時停止の解除を命ずるものとする。
- 4 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が2の命令に従わないときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、次の様式で補助事業者に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第21-1号様式	別記第21-2号様式
一部の取消し	別記第21-3号様式	別記第21-4号様式

- 5 総合振興局長等は、4により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

#### 第16 工事の完成等

- 1 補助事業者は、建設工事の完成及び機械器具の導入が完了したときには、別記第25号様式のしゅん功届又は別記第26号様式の機械導入完了報告書に関係書類を添えて、総合振興局長等に提出するものとする。

なお、間接補助事業における補助事業者は、取組主体から建設工事の完成及び機械機器の導入完了の報告を受け、工事完成検査等を行い、別記第25号様式のしゅん功届又は別記第26号様式の機械導入完了報告書に関係書類を添えて知事又は総合振興局長等に提出するものとする。

- 2 知事又は総合振興局長等は、規則第13条第2項の規定により建設工事の検査を行うときには、北海道請負工事検査要領（昭和46年8月6日付け局総第373号副出納長通達「北海道請負工事検査要領の制定について」）、農政部所管工事検査方法書（昭和46年9月14日付け改一第417号農地開拓部長通達）、北海道請負工事施行成績評定要領（平成10年2月18日付け建情第686号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「北海道請負工事施行成績評定要領の制定について」）及び工事施行成績評定基準の設定について（平成14年3月27日付け技管第1228号農政部長、水産林務部長、建設部長通知）及び北海道請負工事施行成績評定要領の運用について（平成22年3月26日付け管理第1317号農政部長、水産林務部長、建設部長通知）を準用してこれを行うものとし、検査結果については別記第27号様式の補助事業等に係る建設工事完成検査調書で明らかにするものとする。

#### 第17 実績の報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）又は道の会計年度が終了したときには、別記第28号様式の補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。

また、実績報告書には、必要に応じて、補助事業に要した経費の支出を証する書面の写し等、事業の実績内容を示した書類を添付させるものとする。

なお、道の会計年度が終了したときに行う実績報告書には、併せて別記第29号様式の補助事業遂行計画書を添付するものとする。

- (1) 補助金等精算書（別記第30号様式）

- (2) 事業精算書（別記第31号様式）
- (3) 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業実績書（別記第6号様式）

## 第18 補助金の確定額

補助金の確定額は、補助事業に要した経費のうち、費目ごとに掲げる経費の実支出額と交付決定した補助対象経費（変更した場合は変更後の補助対象経費とする。）の額とのいずれか低い額に補助率等を乗じて得た額の合計額とする。

## 第19 額の確定

- 1 知事又は総合振興局長等は、規則第15条に定める額の確定を通知するときには、別記第32-1号様式で行うものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、額の確定に伴い既に確定額を超える補助金が交付されているときには、別記第32-2号様式で補助事業者にその超過額の返還を命ずるものとする。
- 3 補助事業者は、1による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、当該経費を減額して作成した実績報告書を第17に準じて知事又は総合振興局長等に対し提出するものとする。
- 4 知事又は総合振興局長等は、3に基づく実績報告書の提出を受けたときは、1及び2に準じて改めて額の確定を行うものとする。

## 第20 交付状況の報告

総合振興局長等は、補助金の額を確定したとき又は道の会計年度が終了したときに行う実績報告書を受領したときは、当該補助金に係る交付状況を取りまとめ、別記第33号様式の補助金交付状況報告書に第17の補助事業等実績報告書の写し1部を添えて、速やかに知事に報告するものとする。

## 第21 帳簿及び書類の備付け

- 1 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類又は証拠物を備え、当該補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について交付等要綱第23の3に定める処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければならない。
- 2 事業実施主体は、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和4年4月1日付け3農産第2897号農林水産省大臣官房総括審議官、農産局長、畜産局長通知。以下「強い農業づくり事務取扱い」という。）第3を準用し、次に掲げる関係書類を整理保存するものとする。ただし、間接補助事業における補助事業者にあつては、(7)を除くものとする。
  - (1) 事業実施に関する議会（総会等）の議事録、予算書及び決算書等の予算関係書類
  - (2) 入札関係書類、契約書及び調査成果品等の事業実施に関する書類
  - (3) 金銭出納簿、受益者の負担に関する書類及び証拠書類等の経理関係書類
  - (4) 補助金交付申請から実績報告に至るまでの申請書類並びに交付決定に当たっての書類等の往復文書
  - (5) 法令等の許認可に関する書類
  - (6) 管理規程又は利用規程等の機械管理関係書類
  - (7) 財産管理台帳（交付等要綱別記様式第10号）、その他財産の取得状況が確認できる書類

## 第22 財産の処分

- 1 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときには、知事又は総合振興局長等に対し、強い農業づくり事務取扱い第5の3を準用し、財産処分の承認申請を行い、その承認を得るものとする。

- (1) 不動産
- (2) 1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- 2 間接補助事業における事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、1に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、補助事業者の承認を得るものとする。  
この場合において、補助事業者は事業実施主体に対し財産処分の承認をしようとするときは、あらかじめ強い農業づくり事務取扱い第5の3を準用し、財産処分の承認申請を総合振興局長等に提出し、その承認を得るものとする。
- 3 1及び2の規定は、補助事業者が補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数（国庫補助事業で大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）に相当する期間を経過した場合は、この限りではない。  
なお、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により第6の補助金の交付決定通知をもって知事又は総合振興局長等の承認があったものとする。
  - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
  - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 4 知事又は総合振興局長等は、1及び2の申請に係る承認又は不承認については別記第34号様式により補助事業者へ通知するものとする。
- 5 総合振興局長等は、4の通知をするに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。
- 6 1、2及び3の承認に当たっては、承認に係る取得財産の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を道に納付させることがある。

### 第23 残存物件の処理

補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事又は総合振興局長等に報告しその指示を受けなければならない。

### 第24 交付決定の取消し及び補助金返還

- 1 知事又は総合振興局長等は、第12及び第15の規定のほか、規則第17条により、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
  - (1) 補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事又は総合振興局長等の処分若しくは指示に違反したとき。
  - (2) 補助金を本事業以外の用途に使用したとき。
  - (3) 補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をしたとき。
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
  - (5) 規則第23条第1項の規定に違反したとき。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1について補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、次の様式で補助事業者へ通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第21-1号様式	別記第21-2号様式
一部の取消し	別記第21-3号様式	額の確定前 別記第21-4号様式 額の確定後 別記第21-6号様式

- 3 総合振興局長等は、2により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、

あらかじめ農政部長と協議するものとする。

## 第25 特例措置

補助金の交付決定前の着手については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 補助事業の着手は、原則として、第6に定める補助金の交付の決定の通知を受けて行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急、かつ、やむを得ない事情により、補助金の交付の決定の通知前に着手する必要がある場合には、事業実施主体（市町村及び実施地区が北海道の区域等の広域的な範囲に及ぶ場合を除く。）は、補助事業者の指導を受けた上で、その理由を明記した実施要領別記様式第4号の交付決定前着手届（以下「着手届」という。）をあらかじめ市町村長を経由して、総合振興局長等に提出するものとする。

なお、市町村が事業実施主体の場合は着手届を総合振興局長等に提出するものとし、実施地区が、北海道の区域等の広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、当該事業実施主体は、市町村長を経由せず、着手届を知事に提出することができるものとする。

- 2 交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び着手届の文書番号を記載するものとする。

- 3 総合振興局長等は、1により着手届の提出を受けた場合は、その必要性を検討の上、農政部長に報告するものとする。
- 4 実施要領別記1から別記17まで、別記21及び別記22（ただし、別記1から別記4まで、別記11、別記14及び別記15の事業については、農業機械等の導入及びリース導入を伴わない取組に限る。）の事業について、緊急かつやむを得ない事情があり、実施要領の施行日以降の取組について交付決定前に着手する場合には、交付申請書に着手年月日が分かる資料を添付する、又は着手年月日を記載することにより着手届に替えることができるものとする。

## 第26 電子メールによる申請等

市町村長及び事業実施主体は、補助金の申請、届出、その他この補助事業に関し知事（実施地区が北海道の区域等の広域的な範囲に及ぶ事業実施主体に限る。）又は総合振興局長等に行う通知については、当該申請等に係る書類の電磁的記録を別に指定する電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

## 第27 補助金の交付等に関する権限の委任

この補助金の交付決定、補助金の額の確定その他補助金の交付に関する知事の権限は、第4の1により知事に対し交付申請があった場合を除き、総合振興局長等に委任するものとする。

## 第28 事業実施の手続き

- 1 この要領に定めるもののほか、事業の実施や事業により導入した農業機械等の管理運営等において必要な諸手続は強い農業づくり事務取扱い第1（1、4、5、6及び8を除く。）、第5（1、2及び4を除く。）及び第6を準用し、行うものとする。この場合にあっては、「都道府県知事」とあるのを「総合振興局長等」と読み替えるものとする。
- 2 総合振興局長等は、1により強い農業づくり事務取扱い第5の3及び5を準用し、届け出等があった場合は、必要な指導及び調整等を行うとともに、農政部長に報告し、必要に応じてその指示を受けるものとする。

## 第29 補助事業者等に対する調査等

知事又は総合振興局長等は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、規則第23条の2により補助事業者及び事業実施主体に対し、報告を求め、又はその職員に、帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

### 第30 事業実施後の措置

- 1 実施要領第7の1による事業実施状況報告及び同要領第8による事業実施結果評価について、事業実施主体は、当該事業実施主体が所在する市町村長を経由して事業実施状況報告書及び事業評価シート（以下「実施状況報告書等」という。）を総合振興局長等に提出するものとする。ただし、実施地区が、北海道の区域等の広域的な範囲に及ぶ場合にあつては、当該事業実施主体は実施状況報告書等について、市町村長を経由せず、知事に報告することができるものとする。
- 2 1の場合にあつて、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合は、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に実施状況報告書等の写しを送付するものとする。
- 3 1により実施状況報告書等の提出を受けた総合振興局長等は、農政部長に実施状況報告書等を提出するとともに、その内容について検討評価し、その結果を報告するものとする。

### 第31 事業費の低減

補助事業者は、本事業の実施に当たっては、過剰と受け取られかねない推進活動及び農業機械等の導入を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めなければならない。

### 第32 個人情報の取扱い

補助事業者は、本事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。

### 第33 他の施策との関連

- 1 補助事業者は、作業従事者及び受益者となる農業者等に対し、労働安全に関する講習会等に参加させるよう努めるものとする。
- 2 補助事業者は、農業共済組合等と連携し、本事業の受益農家等に対し、経営の安定を図るため、農業経営収入保険、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

附則 （令和7年(2025年)3月18日付け農産第1532号）

- 1 この要領は、令和7年(2025年)3月18日から適用する。

附則 （令和8年(2026年)4月1日付け農産第1535号）

- 1 この要領は、令和8年(2026年)4月1日から適用する。